

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成27年12月16日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人無限塾インターナショナル

(2) 代表者名

黒瀬 由美子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区松ヶ崎小竹藪町3番地6ジ・アーバネックス京都松ヶ崎202

(4) 定款に記載された目的

この法人は、年齢、国籍、性別を問わない幅広い人々を対象とし、合気道の調和と平和の理念に基づいた精神及び身体の鍛錬を通して合気道の普及を図る。さらには、合気道の身体動作を利用した英語教育の普及振興に関する事業を行い、人々の人格形成と健康増進、さらには国際協力に貢献できるグローバルな人材の育成に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年12月1日

(文化市民局地域自治推進室)